

府中市リユース食器等の貸出しに関する要綱

令和5年5月16日

要綱第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、リデュース及びリユースの促進並びにポイ捨て（プラスチックごみ、紙くず、空き缶その他のごみを回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる行為をいう。）の防止に向けた市民意識の醸成を図るため、市内で活動する団体にリユース食器又は収納容器（以下「リユース食器等」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 市長は、市内で活動する団体がイベントを主催する場合において、市が確保した在庫数の範囲内で、リユース食器等を当該団体に貸し出すことができる。

(対象団体)

第3条 前条の規定によりリユース食器等の貸出しを受けることができる団体は、市内において活動の拠点を有し、営利を目的としない団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町会又は自治会
- (2) 社会教育に関する事業を行うことが主たる目的である団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(貸出期間)

第4条 リユース食器等の貸出期間は、当該イベントの開催日前3日以内の日から、当該開催日から3日以内の日までの期間（複数日にわたり開催する場合にあっては、その開始日前3日以内の日から、その終了日から3日以内の日までの期間）とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 リユース食器等の貸出料は、無料とする。

(申請)

第6条 リユース食器等の貸出しを受けようとする団体は、あらかじめ予約を行った上で、申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、リユース食器等の貸出しを希望する日の6月前から当該希望する日の2週間前までの間に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合において必要があると認めるときは、活動状況等を確認できる書類その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

(承認等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、リユース食器等の貸出しが適当であると認めるときは、当該申請を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認したときは、承認書により当該申請をした団体に対してその旨を通知するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、リユース食器等の貸出しが適当でないと認めるときは、当該申請を不承認にするとともに、通知書により当該申請をした団体者に対してその旨を通知するものとする。

(管理)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた団体（以下「借受団体」という。）は、第4条に定める期間において、借り受けたリユース食器等を衛生的に管理し、及び紛失又は破損が生じないように注意を払わなければならない。

(返却及び利用報告)

第9条 借受団体は、リユース食器等を借用時と同等の状態でも市長へ返却しなければならない。

2 借受団体は、前項の規定による返却を行うときは、指定された手順に従い返却し、報告書により当該利用の結果等について市長に報告しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 借受団体は、第6条第1項の規定により申請したイベント以外の目的でリユース食器等を利用し、又はこれを第三者へ転貸してはならない。

(損害賠償)

第11条 借受団体は、故意又は重大な過失によりリユース食器等を紛失し、又は破損したことが明らかになった場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により借受団体が賠償する場合において、第三者の行為により紛失等が生じたときは、借受団体が当該第三者に求償することを妨げない。

(様式)

第12条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。